

法人本部へ送付しておりますので、各事業所への通知をお願いいたします。

令和2年5月29日

放課後等デイサービス事業所管理者 様

松江市福祉部

障がい者福祉課長 渡部 寛子

放課後等デイサービス事業所における「学校休業日単価」の適用の取扱い
について（通知）

令和2年5月28日付けで「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」(厚生労働省障害福祉課事務連絡)が、別添のとおり発出されました。このことに伴い、「学校休業日単価」の適用について、下記のと通りの取扱いとします。

記

1. 学校休業日単価の取扱いについて

学校の状況に関わらず、6月5日まで放課後等デイサービスを利用したすべての児童に対して、学校休業日単価を適用とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、本取扱いが変更となる場合は別途通知いたしますのでご承知おきください。

2. 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業（利用者負担額の増加分の取り扱い）について

5月21日付「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施について（利用者負担額の増加分の取り扱い）」については、6月5日までの放課後等デイサービスの利用分についても適用といたしますので、「1 補助対象者の要件について」及び「4 提出期限」について下記の通り変更いたします。

1 補助対象者の要件について

- ① 松江市が、放課後等デイサービスの支給決定を行っている方
- ② 令和2年4月15日（市立学校：16日）から6月5日までの間で、土曜・日曜・祝日を除く日において、放課後等デイサービスを利用している方

- ③ 学校の臨時休業がなかった場合と比較し、4月分、5月分、**6月分**の利用者負担が増加している方

4 提出期限

- ・ 4月サービス提供分について 令和2年6月5日（金）
- ・ 5月サービス提供分について 令和2年6月30日（火）
- ・ **6月サービス提供分について 令和2年7月15日（水）**

※ただし、②「請求明細書」（別紙2）については、データもメールで提出してください。

問い合わせ

松江市福祉部

障がい者福祉課 給付・審査係

電話：55-5946